第3回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会

平成24年4月27日

資料1

第2回 医療事故に係る調査の仕組み等の あり方に関する検討部会議事録

日時 平成24年3月29日(木)

10:00~12:00

場所 厚生労働省

専用第 15·16 会議室(12 階)

〇医療安全推進室長

定刻になりましたので、ただいまから、 第2回「医療事故に係る調査の仕組み等の あり方に関する検討部会」を開催いたしま す。

本日は、御多用の中、当検討部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の出席ですが、岩井構成員及び宮澤構成員より御欠席との御連絡をいただいております。

また、本日は、参考人といたしまして、 社団法人医療法人協会から伊藤副会長、社 団法人日本病院会から木村常任理事に御出 席いただいております。

藤田政務官でございますが、本日は国会対応のため欠席となっております。

それでは、以降の進行につきまして、山 本座長にお願いいたします。よろしくお願 いいたします。

〇山本座長

おはようございます。本日もお集まりをいただきまして、ありがとうございます。 まず、お手元の資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

〇医療安全推進室長

座席表及び議事次第。

配付資料といたしまして、資料1、前回第1回の検討部会会議の議事録。

資料2といたしまして、日本医師会より 提出いただきました資料2-1「医療事故 調査制度の創設に向けた基本的提言につい て」。

資料2-2「『医療事故調査に関する検討委員会』答申に関するアンケート調査集計結果」。

資料3としまして、医療法人協会より提出いただきました「医療提供関連死等の自立的な原因分析と患者理解促進に向けた日本医療法人協会の提案」。

資料4といたしまして、日本病院会より 提出いただきました、資料4-1「診療行 為に関わる死亡・事故の原因究明制度のあ るべき姿を考える」。

資料4-2「診療行為に関わる死亡・事故の原因究明制度の在り方について【中間報告】」。

資料5といたしまして、全日本病院協会より提出いただきたきました「社団法人全日本病院協会『医療事故調査委員会・懲罰委員会に関する提言』(案)等について」。

資料6といたしまして、全国医学部長病院長会議より提出いただきました「全国医学部長病院長会議の考え方」。

以上でございます。

また、参考資料といたしまして、参考資料 1 「構成員の医療事故に係る調査の目的 等に関する御意見」。

参考資料2「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会開催要綱」。 以上でございます。御確認お願いいたします。

また、資料1でございますが、前回の議事録となっておりまして、既に構成員の皆様には内容を御確認いただきまして、厚生労働省のホームページに掲載しているものでございますが、何か不都合がございましたら、お申しつけください。

以上です。

〇山本座長

ありがとうございました。

資料については、よろしゅうございましょうか。

前回の議事録につきまして、もし何かありましたら、会議終了後事務局にお申し出 をいただければと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の主な議題はヒアリングというこから活まして、5つの団体の代表の方から話れぞれぞれおおむね 15 分程度の時間ではおむないうことになっております。進体を方といたしましては、まずいているの後のの後にまとらせていただいでよろしゅうございます。

前回、事務局から御説明がありました医

療安全調査委員会設置法案(仮称)大綱案、あるいは民主党が公表した、いわゆる医療の納得・安全促進法案というものがございますので、今日の各団体の御説明との違いなども御考慮いただきながら、御説明をお聞きいただければと思います。

まず、第1の御報告ということで、資料 2-1及び資料2-2に基づきまして、日本医師会の高杉常任理事から御説明をお願いしたいと思います。

〇高杉構成員

皆さんおはようございます。日本医師会 の高杉でございます。

資料2−1「医療事故調査制度の創設に向けた基本的提言について」でございます。 政権交代で大綱案が立ち消えになった後、 各界でいろいろ議論された医療事故調査に 関する検討は、このままたなざらしにして はいけないということで、執行部が変わってから改めてもう一度練り直しました。そ の提言集がこの資料2−1であります。

- 1. 基本的考え方
- 2. 全ての医療機関に院内医療事故調査 委員会を設置する
- 3. 医療界、医学界が一体的に組織・運営する「第三者的機関」による医療事故調査を行う
 - 4. 医師法 21 条の改正を行う
 - 5. ADR の活用を推進する
 - 6. 患者救済制度を創設する

第1段階の、日ごろからの医療安全の取組みもそうですけれども、何かあったときにはきちんと解決していくという、日ごろの取組みが物を言うのだろうし、起こったときには院内事故調査委員会を素早くその

医療機関の規模に応じて設置して、疑問、不審に答えていくということが一番大切だろうと思っております。これをきちんとやらないと、予防にもつながらないし、患者さんたちの疑問にも答えられないということを強く訴えております。

更に、医師法 21 条、24 時間に以内に異 状死は届けるということでありますが、 療関連死に関して、果たして異状死るの うか、我々医療機関がきちんと調べること を表えられる。それには 24 時間会の によなかなか難しい。あるいは法医学会の がインで出ました拡大解釈というの は果たしていかがなものか、そののめ て医療関連死は別枠で考えるべきだという ことをうたっております。

更に、ADR の活用を推進すると 13 ページに書いてあります。刑事罰に問うことが医療提供者、医療を受ける患者さん方に対して果たしていい解決なのか、もっと現代的な解決の方法はないものか思います。

日本医師会では医師賠償責任保険がありますけれども、これが果たして患者さんに 敷居の低いものか、受けやすいものかとい うと、必ずしもそうではない。そういう意味では、茨城県の医師会が取り組んでいる、あるいは各県で取り組んでいる ADR も視野に入れて、要するに話し合いで解決であるにとは双方が持ち寄ってその疑問に答ってもられて、あるいは当事者同士ではいがて育ったのを第三者の人に入っております。

そして、これは財源が問題でありますけれども、できれば患者救済制度をついう課題は残りますけれども、患者救済制度があればもっと患者さんを救済のはしばがあればもっと患者さんを救済のはしばがある。それを救済することを考えないます。それを対済すること思います。

医師法 21 条の改正については、最高裁の 判例は出ましたけれども、21 条をきっかけ にして捜査が始まるということもございま す。刑事罰で解決する手段というのが果た していいのか、どちらにしても決していい

以上、簡単ですが、日本医師会の提案と アンケートの結果を御紹介いたしました。 ありがとうございました。

〇山本座長

高杉構成員、ありがとうございました。 引き続きまして、資料3に基づいて、日 本医療法人協会の伊藤副会長より御説明を お願いいたします。

〇伊藤参考人

それでは「医療提供関連死等の自立的な 原因分析と患者理解促進に向けた日本医療 法人協会提案」について御説明をさせてい ただきます。

したがいまして、私どもが提案いたします案では、医療事故が発生した際には、遺族への説明及び理解の促進のために、直ちに院内事故調査委員会が記録を確保し、自律的に原因を調査分析することといたしました。

お手元の資料の1ページを見ていただきまして「2 医療機関の対応」とございます。この中に医療機関として対応すべきことが4点書いてございます。

1番目に、医療提供関連死等の可能性がある場合、患者の家族からの請求があったきには、医療従事者の同意の下で院内ので、医療従事者の同意の下努めるになるを設置するように努めている。当れは診療所等では、中小病院もることは大いでで、共同で設置することも考えておるわけでございます。

2番目に、遺族の了承を得た上で解剖や 死亡時の画像診断を行い、できる限り死因 の分析に努めるということでございます。

3番目にございますのは、医療対話仲介者、これは注でございますけれども、医療対話仲介者を配置し、患者や家族の理解促進と医療機関との対話の仲介に努める、相

互理解を深めるために、医療対話仲介者を 設置するということでございます。

4番目に、遺族に必要であれば解剖できること、あるいは院内での調査・説明に納得ができない場合に、医療法人協会とございますが、第三者機関とお考えいただきたいわけでございますけれども、調査検証のインの依頼あるいは紛争解決機関への紹介をしてもらえることを告げなければならない。

この4点を医療機関の対応として、私ど もは挙げているところでございます。

「3 院内事故調査委員会の調査・報告」でございます。これは、3点ございます。

1番目に、院内の事故調査委員会は、死 因、死亡等に至る臨床経過、診療行為の内 容や背景、要因等について事実関係を調査 報告書ににとりまとめ、医療機関はその報 告書の結果報告部分に基づいて患者の遺族 へ説明・報告をするということでございま す。

2番目には、院内事故調査委員会の調査中に、調査の経過について患者・家族から説明を求められた場合、医療機関は適切に応じるべく努める。

3番目でございますが、院内事故調査委員会が調査に関して患者・家族や医療従事者から意見を受けた場合は、できるだけ尊重するべく努めるということでございます。

お手元の資料の4番をごらんください。 医療法人協会と書いてございますが、これ は医療法人協会並びに医師会等の医療団体 を含んでおることでございますが、医療 故に関する科学的原因分析委員会、これは 仮称でございますが、これを設置して、届 出先を都道府県医療法人協会あるいはその 医療団体とするということでございます。

①でございます。患者の遺族が院内事故

2番目にございますのが、患者の遺族または医療機関は都道府県医療法人協会、先ほど申し上げました原因分析委員会へ届け出て、第三者 ADR 機関の紹介を依頼することができるというものでございます。

医療事故調査委員会は、事実関係を明白に、事業関係を確立の信頼関係を確立の信頼関係を確める。自然でで、を援います。自確にいるでは、といるでは、とのでは、との自然を促進し、医療に対する信頼性を関係をはし、とが医療と国民との良好な関係をはなることになるわけでございます。

ただ、その過程には課題がございます。「〇喫緊の課題」としてここに書いてございますが、医師法第 21 条でございます。規定の〔死体等に異状がある場合の警察への届出義務〕は、医療法の改正により削除すべきではないかと考えております。

中・長期の課題といたしまして、医療者による自律的処罰制度の進捗状況等を勘案し、刑法における故意罪と過失罪の在り方、 業務上過失致死傷罪ということについて、 諸外国の法制度などを参考に検討し、必要があれば見直さなければいけないのではないかと考えております。

1番といたしまして、刑事法規の改正でございます。死因分析システムの創設後は、次の刑事法規の改正を検討すべきであるということで、医療事故調が終了しない間の警察の捜査権の制限、次のページにございますように、医療事故に特化した犯罪類型の創設ということが望まれるわけであります。

2番目といたしまして、死因分析システムの創設と同時に、ADR あるいは無過失補償制度も創設すべきであるということは、医療の不確実性は明らかに存在しておりますし、過失がなくても有害事象が発生するという事実に基づいているわけであります。無過失補償制度は、できれば民事訴訟制限とセットにしていただくことが望ましいと考えております。

以上でございます。

〇山本座長

伊藤副会長、ありがとうございました。 更に引き続きまして、資料 4 - 1 及び 4 -2、スライドを使っていただきまして、 日本病院会の木村常任理事より御説明をお 願いいたします。

〇木村参考人

発言の機会を与えていただきまして、あ りがとうございます。

資料はスライドとお手元のパワーポイントのプリント版が4-1、私どもが出しました中間報告としての原因究明制度のあちり方についてという資料が4-2になっております。とりあえず、パワーポイントの方の資料をごらんになりながら、ときどきスライドの方を見ていただければと思います。

診療行為に係わる死亡、及び事故の原因 究明制度のあるべき姿を考えるということ で、今までのいろいろな団体、あるいは行 政の方から出された資料を分析することか ら始めておりまして、それに加え、日本病 院会が以前から考えている基本の上で究明 制度というものを考えてみました。

経過等が書いてある資料がありますので、ちょっと飛ばさせていただいて、医師法 21 条がどんなものであったか、ガイドラインがどうだったかということが出ておりますが、スライドの 10 のところに行っていただければと思います。

「『医療事故』に関連する、状況の変化」ということですが、ここに年代順に起きたことをまとめてみました。以前からあった医師法 21 条に加えて、1994 年に法医学会のガイドラインが出ました。この当時、和田心臓移植に始まった「脳死・移植」が話題になったところであります。

これに続いて、1999 年に医療事故が多発し「医療不信」といわれた時代です。法医学会ガイドラインに対しては外科学会、日本医学会声明、中立的な機関として医療機能評価機構、内科学会モデル事業等が始まっております。この辺は中立的な機関に判断を任せるべきだという意見が多く出た時期といってよいかと思います。

2006年からは診療報酬等で「医療崩壊」といわれましたが、ちょうど大野事件があったころです。このころから厚労省の第二次試案、第三次試案、大綱案、民主党案というものが行政の側から立て続けに出てきているところであります。

その二次試案を私どもとしてどう考えたかということですが、次のスライドの 11 ページのところです。「異状死」から「診療関連死」と言い方を変えて、法医学会の言文表で、法医学会の言と、法医学の事故で変えているということ、また医療事も大変えているという形になっております。

12ページは第三次試案で、これが一番穏やかな表現になっているかと判断しますが「医療関係者の責任追及を目的としない」ということ、3部からなる調査委員会を設定したこと。3.の委員会の届出で「死」ということで、その判断はあの届出不要」ということで、その判断はきかったと思います。

大綱案はそれを法律案として大綱化した ものですので、ちょっと飛ばさせていただ きます。

14ページの『民主党案』(足立案)が出たのが2009年ですが、これは実際には上程されなかったわけですけれども、こういう動きからすると、個人への懲罰、厳罰という形で死亡診断書を連名で書くこと、それから、書けない場合には「非自然死体」として所轄警察へ届けることになっています。

仲介者を設けることも、提示しています。 こういう「非自然死体」の死因究明とし ては、所轄警察署が行う。警察庁に「非自 然死体死因究明局」を置くということが書 いてありまして、流れからすると大分元に 戻ったという印象で私どもはとらえており ます。

15ページの表は私の個人的な感覚でまとめたものですが、医師法 21 条というものが厳然として明治時代から継がれてきているわけですが、適応基準というものがあって、それによって随分変わってきていると思います。

適応を表す橙色の線が左の方にずれているのは厳しい適応、右側は緩やかな適応と考えると、この左右の中は感覚的なものですけれども、それまで医師法解というところで言われていたように、医師の司法警察への協力ということで行ってきたようなことが、1994年に法医学会のガイドラインで、

24時間以内に必ず届けなさいということが出たわけです。

国立大学病院長会議、その後の厚生省の 通達で法制化されたと言ってもいいかと思 います。2004年には都立広尾病院の最高裁 での届出義務違反ということで有罪が確定 しております。

それに対して、学術会議とか二次試案、 三次試案、大綱案等で、そういう警察への 届出は不要であるという形で、ただ、これ は案ですので、点線で表しています、民主 党案で逆に戻された形です。

それから、この当時、2008年に、皆さん 御存じの事件、女子医大、大野事件はすべ て無罪になっております。

それから、医療団体からの提案が出されています。法律の適応を決める因子と学会のは右上の枠に書いてありますが、学会のガイドライン、声明、厚労省の通達、裁判例、社会情勢等で動くということは非常に難せるのものを変えるということは非常応基としいと思われますので、こういう適応基ところです。

次の16ページです。これは東京都のデータですけれども、実際の「医療事故等の警察への届出数」及び「立件送致数」がグラフになっております。棒グラフの方が届出数で、赤いところが医療者側から届出、下のブルーが患者側からです。

こうやって見ますと 2004 年がピークで、だんだん減ってきているということです。 2010 年には何と、東京都で立件送致数がたったの8件しかありません。

つまり、法医学会のガイドライン等に沿って警察に届け出た症例、事例が、警察側では全く立件送致には至っていないということです。

その次の 17 ページですが、昨年の夏、7 月に日医総研シンポジウムで、先ほど無罪になった杏林大学割箸事件、女子医大、大野事件の当事者の方が出てきて、シンポジウムが行われました。ここで言われたことはコメントに書いてありますとおり、「刑事裁判は医療事故には適さない」ということです。「警察に届けたところで、警察は専門知識を持っていない」という意見です。

医療側としては、鑑定を行う医師は該当

する特殊な領域の、本当に狭い場合にはその専門知識、経験が必要であるということです。このシンポジウムで、医療事故を刑事裁判で裁くことが限界であるということが浮き彫りになったということだと思います。

問題点として私どもがまとめたのは、医療事故の特殊性といろいろ言われているところですが、基本的に不確定な複数の要素がある。それから、それが専門領域であればあるほど、その領域の医師でなければ判断が不可能であるということです。

前にも言われたことですが、だれが判断するのかということに関しては、警察検事は第三者の医師の意見を求め、訴訟の場で弁護士は協力医の意見を求め、鑑定医の意見が裁判官の心証を左右するということは事実であると思われます。

目指すところは何かということで、原因 究明なのか、責任を糾明することなのか、 その到達する先として、患者側の願いとし ては現状復帰、謝罪反省、原因究明、再発 防止、損害賠償ということが言われている わけです。

次の日本医療機能評価機構で出されている医療事故に係わる患者影響度レベルを出してありますので、これは皆さん御存じだと思います。

その次はスライドの方に移っていただいて、これは私どもの病院で起きた実際の事例を少し参考にさせていただきます。

ヒャリ・ハットで起きたのですが、点滴 ラインに気管支拡張剤をウォッシュこれで するときに誤って入れてしまきました。 広尾事件と全く同じことが起きました。 護師が3人交代の間際で忙しい最中に、伝達が不良で気管支拡張剤で置いてあった。 リンジを使い、強い抗生物質が入った点 ラインをウォッシュアウトしたということ です。

よかったことは、直ちにそれをそのまま患者に説明をし、謝罪をし、あらゆる努力をしたということです。起きたことは、気管支拡張剤ですので頻脈が少し起きて、120ぐらいの頻脈が 30 分ぐらい、徐々に安定して5時間後には全く落ち着いたということでした。

これはどう考えるかということですけれ

ども、下の赤いところに書いてありますとおり、都立広尾、消毒液の静注と酷似した 状況であると、障害の程度としては問題ないけれども、今後の再発防止に資するとい うことで報告をいたしました。

こういう報告書をつくって、厚生省の記者クラブに投げ込みということをして、記事としてはほとんど取り上げられなかった。おそらく、起きたことが、30分ぐらい脈が速くなっただけだったということだからと思われます。

お話ししたいことは、こういう診療行為に係わる死亡事故で検討すべきという言いる死亡事故で検討すると、患者側にはあるなし、救急の場合が多い、合併症のあるなし、救急の場合のあるなし、医療性期医療なのか小規模なのか地域ののというの問題、医師、看護師、そのにちな条件の下で事故が起きるわけです。

この表は上から下に向かって重く並べているつもりですが、加齢現象、自然経過とか、病気の後遺症とか、ヒューマンエラー、システムエラー等があり、最後には故意、犯罪というものが並んでいる。

事故対応がどうであったか。

この中で一番悪いのは、隠ぺいすることだと思います。

結果としてヒヤリ・ハットから死亡の∇ まである。

結果、どういう形で解決したか。これを見てみますと、私どもの経験でもヒューットで終わっていたわけですけれども、広尾事件の場合には死亡で終わっているということで、この線を横につないでいくのはあらゆる可能性があるということだと思います。

したがって、重篤な事故の原因だから、 障害の程度が死亡であって、刑事・行いの 分、民事等にいくという考えだけではいけない。あらゆる、ちょっとしたエラーもは ない。あらゆる、ちれを解析しなけれる けない。そういう意味では、日本医療 けない。そういるヒヤリ・ハットの登 録なんかは非常に意味があると考えております。

ここに対してスライドの方を見ていただ

きたいんですが、従来の、一番最初のころの警察に届け出て、警察が介入してこれを やるというのは責任追及であって、だれが 犯人なのかという形で追求し、結果が出る とそれに対して罰を与えるという考えです。

これに対して、中立的な第三者でこれを やったらどうかということが、その後続い た考え方ではないかと思います。

刑事に係わるようなものは、当然別として扱わなければいけない。これに対して患者さんの願いを右側に5つ並べましたけれども、それに対しでどう考えたらいいかということです。

特別なものは別として、院内ですぐに対応するという御意見が今日もありましたけれども、これに対して不満であれば、また次のステップにいく。それで不満であれば、また次のステップにいくという考えは、2009年に出ました日本救急医学会が、私なんかが理解したところではこういう形になっているということです。

では、原因究明なのか、それとも解決を することが目的なのかという辺りで、こう いう考え方は少し私どもの考えとは違うと ころがあります。

これは救急医学会で、不満・異議のある場合は次のステップ。更に不服であれば中央の不服審査機関にいくという考えだと思います。

事故への協力ですが、これは WHO 等でも、 外国では盛んに言われていることで、免責 の問題です。これに関連するのは医師だけ ではなくて看護師、医療従事者すべてを対 象にしなければいけないのではないかと思 いました。 私どもの考えとしては、警察へ届けるべき事例は確かにあるし、残しておかなければいけない。ただ、それ以外は、むしろ医療者側が責任を持って原因を究明しなければいけないという、基本的な考えです。

それに対して、これを判断して責任を追及、民事等でいろな解決をするというな解決をするとれたものことではないというふうに切り分けないといけないのではないかと思っています。 それによって、患者側の願いである謝罪、 反省、原因究明、再発防止という部分においては、医療側がきちんと責任を持ってやらなければいけない。

それから、損害賠償の責任であるとか隠 ぺいであるとか、そういうものは警察、第 三者に任せたらどうかということです。

これでまたプリントの方に戻っていただいていいんですが、私どものまとめですけれども、日本病院会としてこういう形の提言、中間報告をさせていただきました。

まず、基本的な理念として「医療事故死 等の原因を医学的に究明し、結果を教訓と して、医療事故防止に努めることは医療者 の社会的責務である」ということを理念に しないといけない。

もう一つ、「原因究明と再発防止を本制度の趣旨として、司法の判断とか賠償の問題は別組織に委ねる」べきだということです。これらが混同するといろいろな問題が出てくるのではないかと考えています。

原因究明に関する基本的な問題として、 医療の本質とか限界があることは、この項 目だけでおわかりいただけると思います。

救命制度の所轄は、基本的には中立的な機関、例えば医療機能評価機構等に置いていただいて、そういう委員会を動かしていただければいいのではないか。

問題は、こういう制度を維持する基金というのは、理念のところで医療者の社会的 責務として原因を究明するということをう たっている以上、基本的に医療者側が、こ の原因究明の制度は維持すべきではないか ということです。

次の 25 ページですが、組織としては3つの組織です。これはほかの方もお話しになっていることと似ていますので簡単に言いますが、1)の「院内」は当該医療機関と

しての詳細な報告書を作成することも、時系列で非常に細かいことを出す。それから、外部の事故調査委員会では、先ほどお話ししたとおり、医療者でなければわからないという点を踏まえて、外部の医療専門家として分析をするということです。

中央に行って、初めてここで医療者以外の、医療関係以外の方も加わって法曹会、 患者側の代表というのも加わって最終的な 分析、これが本当に中立性を持って調査さ れたかということも判断していただくとい うことが必要なのではないかと思っていま す。

最後のページに、届出に関しては、直ちに届けて状況を説明することが一番大事であって、医療事故と認識しながら隠ぺいしたり、説明を怠るということは非常に重いということです。

それから、21 条に縛られることはなく、本制度に届出をしておけば、21 条による警察への届出は不要であるという適用の基準を考えたらいかがでしょうかということです。

それから、医療機関、あるいは委員会の 判断で、故意であるとか隠ぺいであるとか、 悪質事例は警察へ届けるという道は残さな ければいけないということです。

以上です。ありがとうございました。

〇山本座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして資料5に基づき、 全日本病院協会の飯田常任理事より御説明 をお願いいたします。

〇飯田構成員

資料5、タイトルが「(案)」になって、いますが、3月に機関決定しましたので、3月に機関決定しての資料は下、「親委員会で報告したものが大い部分で「と書かはでする場合・懲罰委員会に関するはずいるではないますが、そうではない新しいです。委員がいますので、改めて病院団体はどうしているかということを書いてあります。

基本的には、今まで医療側構成員の方がお話したのとほぼ同じです。医療とは重要

な社会基盤であるということ。それから、 複雑な社会システムであるという認識をも った上でやらないといけないということを 改めて申し上げたいと思います。

全国アンケート調査も昨年やっております。今日は、細かくなりますので、報告いたしませんが、改めて機会をいただければと思っております。

まず、医療界がきちんとやらなければいけないということは当たり前ですが、それとともに社会、国民、患者さんたちにもきちんと御理解をいただくということが大事だと思います。

併せて私たちは当然、皆さんと同じように医療団体として、医療界といても行政もあいたいうこと。医療界といっても行政もあれば、病院団体もあり、職能団体もありますので、どうその資源を有効に使ってやっていくかということが大事だと思います。

それでは、早速ですが、1ページ。皆様 方はそれぞれの団体のお話だったので、私 は医療界がどうやってきたということを、 もう一度お話したいと思います。

日本病院団体協議会で、ここにあります ようなテーマで検討会をやりまして、私も 委員として参画していろいろ議論しました。 当時の足立政務官をお呼びして質疑をした りしております。

2ページ、第4回の検討会で私がお願いをして、「航空機事故の過失理論【改定版】」という非常にすばらしい本があり、この著者である池内様にお越しいただいて、議論しました。細かい内容はこの本を調べていただければよろしいのですが、いかに苦労

されているか、私は悪い意味だと思っていますけれども、いかに日本の状況が諸外国と比べて特異であるかということがわかると思います。非常に参考になります。

WHO のガイドラインが 5 ページ、その日本語訳が 6 ページです。WHO がスタンダードというと言い過ぎかもしれませんが、日本の現状がいかにずれているかを御理解財産がいただきたいと思います。先ほど来、診断では、一字一句は今、お話しまで、一字一句は認識した上で議したいと思っています。

7ページが先ほどお話ししました、全日本病院協会としての提言です。これは機関決定しましたので、正式版です。基本的には同じですが、原因究明、再発防止、責任追及は別の枠組みで検討すべきである。同じ組織でやるのはよくないということを申し上げています。

産科医療無過失補償制度の運営委会ででも も申しますがは、産の も申し上げってます。 も申し上げって全体にでいる はなるうと、発言して を発言してした。 を発言してした。 を発言してした。 を発言してした。 の親委員会ができて、 の親委員会ができて、 の親委員会が。 、議事録をごらんください。

予期せぬ死亡または重篤な後遺症、今まで死亡例だけに関してもこの枠組みでもまたらどうかということです。当然、故意に関してもらどうかということですが、お当たりでな事例は警察へ届け出るのが当たりが、そうでないものが大部分ですが、そうでないものが大部分ですが、そうでないものが大部分でもよび、検討する。ここでも単独できなければ、

外部の応援を求めるということは構わない と思います。

医学的適切性に関しては、きちんと議論した上で、いずれにして警察は、少な話果な告をする。ここに関して警察は、少の中では入ってこない。刑道はあり、それは否定いたしませんが、くなうができませんので、これを優先していただくということです。

目的に書いてありますが、全部読みませんけれども、今、お話したとおりです。

事故調査委員会の概要ですが、調査委員会は、医療関係団体が設置する。

調査委員会の構成は、臨床医、必要に応じて病理医、他の医療関連職種とする。必要に応じて、事故分析の専門家を加える。

調査委員会では、医学的な事項に限定して検討を行う。

調査にあたっては、基本的人権に配慮する。

調査の概要と結果を関係者(患者または遺族・医療機関・行政)へ報告する。

調査期間中は、警察捜査に対して時間的 に優先する

調査委員会の質の担保のために、一定期間は1~2か所に事例を集約し、そこで検討を行う。その後、地域ごとに設置する。各地都道府県に設置できればいいのですが、多分、リソースが足りないと思いますので、できればブロック単位にできればいいだろうと考えています。

調査委員会は、医学的適切性に問題があ

ると判断した事例を懲罰委員会に送致する。 懲罰委員会の概要ですが、責任追及に関 する懲罰委員会の概要は下記のとおりであ る。

医療団体の自律的な行動として、医療機関の管理者はこの決定に従う、大事なところはここです。

再教育に関しては、各職能団体の協力を 得る。

再教育を受けるまでは、医療機関の管理 者は、一定期間、臨床の制限(資格制限) を設ける。

専門資格制限に関しては、行政に勧告する。

これはもう最悪の場合です。行政は本委員会の決定に基づいた勧告を勘案して、処分を行う。行政に対して我々は何の力もありませんが、そういう案です。

懲罰の内容は、患者または遺族等へ報告 する。

「5. 医療事故調査委員会・懲罰委員会 に関するその他の事項」。

懲罰を受けた者は、委員会の決定に関し て異議申し立てを行い、再調査を受けるこ とができる。

両委員会の業務は公益性が大であり、その財源は国及び医療関係団体が拠出する。 これも希望ですが。

「6. 明示的に定義された重大事故の事例」。

明示的に定義した診療項目別重大事故の 事例は以下のとおりである。これは全部読 みませんが、このようなものを考えていま す。

巻末資料に誤った外科手術、ASA の基準がありますので、これを参考に書いてあります。

ということで、全日病だけでやろうということではなくて、それぞれの医療団体だけではとても無理だと思いますのでは医療界としてしかるべく枠組みでやってはどうか。例えば日病協、四病協、その他でいろいろ議論をしておりましたが、少なしいだろうと考えています。

どういうことをやってきたかということですが、我々もずっと前から努力しておりまして、13ページ、これは全日本病院協会

と医療法人協会で協力して、医療安全管理 者養成課程講習会をやっています。一番最 初は私が企画をして、四病協で始めました。 それぞれ各団体で始めることになりました ので、現在は全日病と医療法人協会と一緒 にずっとやっています。

14~15ページにプログラムが書いてあります。一番大事なほかの団体と違うとといることを理、クオリティマネジメちたの考え方、安全管理、分析の手法をともも大っということです。法りも大きですし、リスクですが、基本的という講義も入っていますが、基本的というです。

講義は土日、土日4日間と演習、原因分析でRCA、未然防止でFMEAを1日、1日の計6日間のコースです。その後、フォローアップ研修を毎年1回ないし2回研修をしております。

23ページ以降ですが、これは病院団体あるいは医療機関がどういうことをやってきているかということを書いています。全部説明しませんが、基本的には質の向上のためには、質管理が必要であるということです。それとマネジメントの重要性を書いています。医療とは何か。

それから、医療は複雑であるということです。だから、何もしなくていいのではなくて、だからこそ、より慎重にかつ準備してやろう。それでもいろいろな問題が起こりうるということです。

36 ページに産科医療補償制度の問題点、 これも私は委員として出ていまして、「全 日病ニュース」に掲載したものですが、原 因分析、再発防止の中に回避可能性の内容 を報告書、家族への説明書に書いてしまう、 それは法的な問題になりかねないので、そ れはまずいのではないかということを申し 上げています。原因分析報告書も出ており、 そこにはかなり厳しい書き方がありますの で、訴訟が増えたかどうかはわかりません けれども、少なくともそういうトラブルが 出ているという話は聞いております。やは り心配したことが起こっていると思います。 ですから、ここではきちんと分けて弊害が 起こらないようにしていただきたいと思い ます。

37ページ、この親委員会ができて検討会で構成員の方が医療従事者がたるんでいう表現をされ、おいのではないかということを受けて、この資料をつろいないということを受けてす。私たちもんとやっち間点はありますけれども、きちんとやっち間はあかなか解決できない問題があるだかなかってきないと、なかなかうまくいかない。

以上でございます。

〇山本座長

ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、資料6に基づきまして全国医学部長病院長会議を代表して、有賀昭和大学病院長より御説明をお願いいたします。

〇有賀構成員

全国医学部長病院長会議というものがあって、最初のページをめくっていただきますと、その中に「大学病院の医療事故対策に関する委員会」というものがあります。

委員長は慈恵医科大学の病院長の森山先生です。耳鼻科の教授です。そのもとに委員が何人も並んでいまして、その中の1人が私ということになります。ですから、本来は森山先生がここでお話になるのが筋なのですけれども、お忙しいということで私が代わりに発言させていただきます。

実は全国医学部長病院長会議は、昨年の 11月に定例の記者会見の中で医療安全の推 進、医療事故対策についてなどの記者発表 をしております。記者発表そのもので2時 間ぐらいの時間を使って説明する機会を得たのですけれども、今日は委員の1人として少し時間をいただいたということになりますので、スライドの1ページの上にありますように、当時使った資料を要約しながらご説明したいと思います。

資料の説明のところにあるように、日本 救急医学会の提案から随分取り入れている ことになりますが、実は医学部長病院長会 議の「大学病院の医療事故対策に関する委 員会」の中で何回かの議論を経たのですが、 とりあえず、日本救急学会の案をベースに 考えていこうということになりました。当 時の記者発表についても、日本救急学会の 提案をベースにしております。

日本救急学会は、先に言ってしまいますけれども、医師法 21 条に関しては提案の中で改正といっています。そこで、医学部長病院長会議の考え方そのものも提案という問題ではなくて、改正すべきであるということで当時、しゃべってございます。

1ページの下にありますように、基本的なことについて $I \sim \square$ とございます。

高杉先生も最初のとかます。 高杉先生も最初のとかいるではいるではいるできたいくことになっていいでではいいでではないででないでではないででいるででいるででいるででいるでいるででいるでいるでいるでいるでいるがあるではいいででいるがあります。

ですから、医療という産業そのものは結構、密に連結した複雑型であるということ

が言われることになります。説明責任ということでいきますと、無過失補償などもこちらの分野になりますので、結構話は複雑なのだろうということでございます。

II は、医師法 21 条の改正ということでございます。主旨は改正へということになりますが、少なくとも解釈の変更をしていかないと現場としては立ち行かないということがあります。

2番にありますが、警察から見れば、私 が悪うございましたと言ってきた。 うだいという感じで自首してきをする で、机をどんとたたいて捜査をする る意味でこういうお話なのです。 司法端に がというがという話になった途 があって原因がという話になった。 でて別がというになった。 ででないまない。 ででないます。

Ⅲの事故調査のあり方、これは院内での調査がポイントで、その後、ステップもでいくとです。木村先生がほど日本病院会の考え方をお話くだされども、日本救急学会の考え方をはしたけれども、日本救急学日本病院とものをより進化させた形で日本病院こともいう考え方をしていますという言義の記者発表ではしております。

したがって、今日の説明は②にあります「考え方の『基本』」、医学部長病院長会議の考え方についてメインにお話しますけれども、そもそもそう考える背景について少し解説させていただいて、それから、本題をしゃべって、最後に若干の考察ということで意見を述べたいと思います。

2ページ、これはこの会議の親会の中で 日本救急医学会の話をさせていただいたと きに、やはり背景たるということで、これ は病院の玄関にメッセージとして張ってご ざいます。

「今までの医療の発展の歴史や今後とも 発展させて行かねばならないことを考えならればならないに不確実な のであることを御理解ください。私たちとのであることを御理解くだされる である者が不注意によって起こした まうような「過失」がなくても、重大なら 併症や偶発症が起こり得ます。加齢に伴う、 またはひそかに進行していた病気が診療行 為の前や後に発症する可能性もあります。 ですから、それらが起こった場合は、治療 に最善を尽くすことは勿論ですが、最悪の 事態もあり得ます。」

その下は、日本医療機能評価機構の V6 からの引用です。改定版がこれからつくられようとしていますが、そこの中の第 2 領域の中項目 2.1.2 という倫理に関する方針について判断するための下位項目があり、その次の項目で 2.2.2 に診療への患者参加を促進する仕組みがあるというのがございます。

昭和大学病院では患者の図書室「健康の森」をつくって、眺望のいいところでそういうものを展開していますけれども、患者さんもチームの一員だという考え方が医療機能評価機構の背景にある考え方だと思います。

ですから、医療安全。真ん中に大きな丸があり、その横に事故や紛争・苦情への対応とありますが、結局のところ、これらは 一体として行われる。一次予防、二次予防とか三次予防、クライシスマネジメントが ありますけれども、これらはすべて広義の クオリティマネジメントになるのだと思い ます。

私は今、病院長をやっています。これをつくったときは副院長でしたけれども、結局のところ、財務の管理も労務の管理もそれらを含めて医療安全管理そのものが病院医療なのだという話でございます。

3ページの下ですが、右側は日本医療機能評価機構に医療安全管理室から何かあったときはぱっと届け出る。ドクターがいらちに一度経験をするかしないかとすりまれなものも全国で集まれば、それがリの数になりますから、それがフィば、医療でされる。つまり、病院から見れば、とのも全国するという仕組みでございます。

左側は私たちの病院が学校法人の病院として、どういうふうに全体として対応していくかということで、これは病院の話ですが、恐らくこういうことが説明責任という意味では大事なのだと思います。

4ページの上ですが、したがって、医療の実践というのは、チーム医療、患者を交えたチームがシステムを構成している。ですから、当初から責任追及だという話がぽんと出る話は、実は病院医療にはないわけで、基本的には「患者と医療者とは協働している」という話になのだと思います。

システムエラーという理解になりますので、先ほど木村先生もお話しくださいましたけれども、どうやら個人の追及責任というものはなじまない。まじめな医療者たちがやっている状況においては、こうだということです。

それから、先ほどからお話ししています ように、クライシスマネジメントがあるこ とはあるのですけれども、これはもう日常 診療、ペイシェントセーフティとかクラシ ックにはリスクマネジメントと言いますが、 その延長線上にクライシスマネジメントも あるのだということであります。

プロフェッショナルオートノミーとは、 我々の自律として自らの責任できちんと説 明できろということです。院内の事故調査 委員会については、とりあえずは当事者主 義といいますか、自分たちが医学的にわか らないということも事実だったら、それも きちんと説明することを含めて医療者と患者さんたち、または亡くなってしまえば御家族の方たちとの協働作業ということになります。そこに外部から権威を持った人がぽんと入ってくるということは、多分、職権主義で、なじまないだろうということがあります。

それが背景説明ですが、4ページの下から基本的な日本救急学会の案を使ってざいている。要は、院内の事故調査委員会がメイなってあるということになります。小規模を受けて、院内の事故調査委員会をきたんといましょうということになりましょうということになります。

別紙2参照とあります警察への届出の部分ですが、医師法21条における届出を要する異状死について、21条を改正して、以下のような骨子とする。

届出範囲は診療行為関連死以外の異状死、 これは従前からそのとおりなので、これは 続ける。

診療行為関連死(それが疑われる場合を含む)については、死因がわからない。ので、死亡診断書も書けない、そのでは警察に届け出るという道りのではいたろうということになりますけれども、改正できないのでといるが、解釈を変えていくことは基本のプロセスだと考える次第です。

②の診療行為関連死について、警察に届け出るということがもしあれば、それは医療機関の長の責任だとしてございます。

別紙2の続きですが、6ページの上にあ

りますように、警警察・検察ではなく、院 内事故調査委員会において、自律的にやる ことを一義とする。

故意による犯罪があった場合に警察に届け出るのは当たり前。

③にありますけれども、隠ぺいとか診療録の隠滅、偽造、変造が行われた場合には、厳しく対応する必要があるだろう。これはこれからの議論になるのかもしれませんけれども、医療に携わる人たちがこんなことをするという話は、基本的に私たちの業界から去ってもらいたい、こういう話でございます。

④は、真実を正確に説明して、院内事故調査の報告書を患者さんや関係者に渡ま告れるに渡るに、説明を受けた御家族が刑事告発をする場合はあり得る。刑事司法が真とはあるだろう。患者家族へされる真とはあることで告発が誘発されるとに説明することに発がない。これはもうしようがない。ことになります。

6ページの下は、医師法 21 条の解釈を元に戻すというか、変えてということになるのでしょうが、これは警察が取り扱う死体についての議論で多分使われた資料だと思います。医療機関が取り扱う死体で継続中の診療に関わる傷病と関連した死亡については、死亡診断書などが書ければ死体はご家族へという話なのだと思います。

報告書そのものが刑事や民事の証拠資料 とはならないということについては、法的 な判断で自白のみでは有罪にできないとか、いろいろ法律の先生から教わるところが少なくないのですが、これもまた WHO のガイドラインなどに照らしながら議論していく必要があるのではないかなと思います。

平成 23 年 11 月の記 音気 年 11 月の記 音気 年 11 月の記 音気 病院 で まま 学 に なって まま 医 は 条 ま 医 なって と 会 病に で は 表 な 全 ま を ま を なった は は し 年 を で と なった は は し 日 で な な な な は な ら な ら な な は は し 日 で れ と と な な は は し 日 で れ と と な な は は し 日 で な な ま と は は し 日 た わ 思 は は い な な な は は し 日 た わ 思 は は い な な ま き に さ と い す で と い す 。

7ページの下は、WHO のドラフトガイドラインです。原因究明(真相究明)と予防ということであれば、後者は医療安全のことになりますので、分析、集積、報告ということで少し前者とニュアンスが違うのではないか。

8ページの上はそれを日本語に訳したものでございます。へるす出版から出ています。阪大の中島和江先生と日本救急医学会の委員会で監訳しました。

8ページの下はそれの非懲罰性とか、要するに、現場の安全で安心な医療を構築するという観点から考えれば、少なくとも懲罰をしてはいけないとか、独立的でなければいけないとか、分析をさっさとやって現場にちゃんとフィードバックしなさいということが書かれてございます。

9ページの上は、それを言葉で書いた部分でございます。上から6行目にありますように、「これらの制度は目的が異なることから、1つの制度に2つの機能を持たせることは難しいと述べられています。」と書いてございます。

つまるところ、医学部長病院長会議の考え方は9ページの下にありますように、ちょっと長くなって申し訳ないのですけれども、基本的には院内事故調査委員会がポイントです。規模が小さければ、周りから助けてもらう。それから、当事者間での話し

合いがやはりポイント。将来は医療安全調査機構に参加していくということになるので、下の四角で囲ったことと、参加した後のことについては非常に大きなテーマになるだろうと考える次第です。

あとは私の考察です。10 ページの上はある雑誌に「医療事故調における発想の転換」ということで記事が載っていました。要とるに、この方の書かれたものを見ま前のと思いるに、事後"の調査と説明と原療のは、事力に医療のものだ。そのものだかののものだからのものがふされるのだということなのだということなのだということなのだという。

いずれここの場で来ていただきたいと思うのですけれども、日本脳神経外科学会の 医療安全管理委員会の委員長、北大の脳外 科教授の宝金先生が日本医療安全調査機構 に加入することに関する提案で委員会の基 本的な見解を1月に示しておられます。

実は 11 ページの上にいろいろなものを 比べてあります。これは宝金先生がお書き になったところからそのまま持ってきたも のです。大綱案、モデル事業、日本医師会 案、日本救急医学会案、日本病院会、医療 安全調査機構についてそれぞれ並べて書か れております。

結局、医療安全調査機構から見れば、恐らく院内の調査委員会は協働型として提案されておりました。それは第1回目のこの会議でお聞きしました。それがこの部分に該当するのだろうと思います。いずれ日本医療安全調査機構の活動についても、いと思います。

11ページの下は、日本医師会の医療事故

調査に関する検討委員会、2011年なのでちょっと前なのですけれども、茨城県医師なの石渡先生が示したものです。24時間以内に警察へ届出、これに関しては医師法 21条を元へ戻せ。そうではないものに関しては医師法 21条を二者機関に届け出る。これで警察からの届出義務からは回避というのも変ですが、医療安全調査機構など第三者機関に届け出る。

納得がいかなければ、第三者機関に再付託ということで、病院の中がポイントですけれども、第三者的なものについても重要だということをおっしゃっています。全国医学部長病院長会議の考え方もまだ議論の途上ですので、引き続き検討していきたいと思います。

以上、医学部長病院長会議の考え方を長くなりましたが、披露させていただきました。

以上です。

〇山本座長

ありがとうございました。

それでは、以上で5団体から御説明をいただいたわけでございますけれども、今までの御説明についての御質問あるいはそれを踏まえた各構成員の御意見の表明、いずれでも結構ですので、自由にお出しをいただければと思います。

加藤構成員、どうぞ。

〇加藤構成員

御意見をいろいろとお聞かせいただきま して、ありがとうございました。

各団体の御報告を受けていて、医療の質の向上とか医療の安全のためには、医療事故の調査が必要であるというところはほとんど共通のものではないかなと受け止めま

した。そのための制度をどうつくっていのか、こういう話なのですけれども、質問さした 幾つかいろいろな提案も含めてお聞きした わけですが、それぞれの団体で現に事故に 報を集め、何がしか分析をしているのかと ことを組織体としてやっておられるのかど うかということと、そういう動きが現在、 準備中であれば、その点を併せて紹介して ほしいなということが1つ。

それから、先ほどの有賀先生の報告、資料6の上に「別紙2(つづき)」と書いてある6ページ、④のところですけれども、私は当然のことが書いてあると思ってあると思ってすが、今日、発表された構成員のの記述については当たり前だという認識をしたいと思いました。

〇山本座長

ありがとうございました。

それでは、今の2点、各団体への御質問ということですので、順次、お願いしたいと思います。

まず、高杉構成員、お願いします。

〇高杉構成員

刑事告発される可能性は、やはり私たちもあると思います。ただ、その前段階としてきちんとやったことがあれば、それはそれでいいのだと思います。だから、刑事告発をする権利を取るものでは決してありません。

〇山本座長

それから、第1点、調査あるいは情報収集みたいなものについての具体的な動きはいかがですか。

〇高杉構成員

それに関してはやっておりませんけれど も、これは医療安全調査機構でやっている 我々医療界の事例集を参考に研究していま す。

〇山本座長

ありがとうございました。

それでは、日本医療法人協会の伊藤副会 長、お願いします。

〇伊藤参考人

1番目の現状で情報収集、分析を行っているかということでございますが、私どもはまだこれを行っておりません。こういうものをつくる準備も具体的に入っているところではございません。

2番目の有賀先生の資料の6ページ、④ の項目についてですけれども、個人的な意 見ですが、当然こういうこともあるだろう と認識をしております。

〇山本座長

ありがとうございました。

続きまして、日本病院会、木村常任理事、 お願いします。

〇木村参考人

木村でございます。

調査等を我々の団体で行っているかということですが、現在、日本病院会は 2,500 ぐらいの病院の団体ですので、病院の中に医療安全対策室、その他の機構がどうにっているかということを厚労省の規定ともさればどのようにという問題して、どういるのですが、これから実施するというです。

〇山本座長

ありがとうございました。

それでは、全日本病院協会、飯田先生、お願いします。

〇飯田構成員

先ほど申し上げましたように、調査をし

ております。5~6年前と昨年末にやって ございます。

正確には覚えていませんが、7~8年前か、5~6年前かもしれませんけれど全病国調査を1回やりました。それから、全病院に対するアンケート調査をしましたが、厚生科研費をいただいていますので、会員病院にも同じな数、全部で4,000近く出しまして、全部で2,000ぐらい返ってきております。それを今、分析しております。

あと、ヒアリングをやっておりまして、 昨日も2病院して、既に6病院のヒアリン グをやりまして、その報告をまとめます。 現状としては、それぞれ大小限らず非常に 困っているというのが実態です。改めて報 告させていただきます。

報告書の扱いですが、どういう前提で事情聴取するかに関わっておりましてれるリングに行ってもそれが裁判に使われば云々という、実際の生の声も聞いておりますので、基本的にはそれはこれという前提でないとした正しい原因分析はできないと思います。そういう前提であれば、当然、公開すべきものだと思います。

これをどう扱うか、どういう前提で医療 従従事者から事実を集めるかということが あります。勿論、客観的なものはいずれに しても収集できますが、当事者でなければ わからない情報を集めるためには、そうい う一定の検討が必要だと思います。

以上です。

〇山本座長

有賀構成員、どうぞ。

〇有賀構成員

全国医学部長病院長会議の中での議論でいきますと、基本的に 1,000 床とか大きな病院が多いので、その中では当然のこで病院が多いので、その中では当然のであると管理室があって、そこで病院の事例を月々集積しているというのが実現しているというのか 500 ぐらいのヒヤリ・ハット、する。同じようなとを各大学がやっているということになります。

ほとんどの大学が医療機能評価機構の仕組みを使って、重大なものについては見れていく。集積した結果が月々報告の機関紙がありますので、それに載せて私たちの方へフィードバックがきている。こういう現状です。事故の調査とそれに対する対応がどうなっているのかというと、そういうことです。

〇山本座長

飯田構成員、どうぞ。

〇飯田構成員

質問を聞き間違えたかもしれません。今の質問は具体的な事例を集めているかという質問でしたか。具体的な事例に関しては収集できっこないのでやっておりません。

ただ、そういう事故があって、調査委員会を立ち上げたか、報告したかという意味では、すべての事故に関してはとても収集できないので、何件あったかとか、それに対してどうしたか。何が困ったかという意味では全国調査をしております。

〇山本座長

ありがとうございました。

加藤構成員、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〇加藤構成員

ありがとうございました。

医療事故に遭って、御遺族の心情としては真実を知りたいとか、再発をしない願うしいとか、要するに、安全な医療を願う気持ちは強いと思うのです。それに応えるべく医療安全に真剣について取り組もうと考えておられれば、事故調査をしっかりきちんとされて、レポートとして被害を受けた

人たちにはお返しをしていく。そういう営みは医療安全にとっても非常に大切なことだろうと思って御質問をさせていただいたところ、皆さん、そういう方向の大切さは認識されているなと受け止めました。ありがとうございました。

〇山本座長

ありがとうございました。 それでは、ほかにございますか。 どうぞ。

〇中澤構成員

幾つか御質問、御質問を先にしてよろしいでしょうか。

これはすべての御発表いただいた先生方に通用することだと思うのですが、医療はすごく多職種になっていまして、医師の問題だけ取り上げても、看護師さんが実際にやっているところで起きるエラーもありますし、倫理的な問題も含めて介護の分野でも恐らく同じことが起きると思うのです。

ただ、これはいろいろなお立場からお話をしていった場合に、そういうものが漏れるのではないかという気がちょっといたしまして、その辺をどのようにお考えいただくかということが1つあります。

それは、私のところでも書かせていただいたのですが、隠ぺいとか虚偽の説明というのは、事故が起きた場合に詳細な説明を受ける権利が患者さんの方にあると考えれば、それは患者さんの権利を無視したという形ですべての面で共通して問題が解決できると思います。日本では余り Patients rights については重視視されたお話はない

のですけれども、Patient rights が欧米の基本になっておりますので、こういった細かいことをやっていくよりは、患者さんの視点から見て、下から問題を構築していっていただくと、本当に刑事罰につながる問題解決すべきなのかどうかということは、明らかになってくるのではないかと思います。

〇山本座長

ありがとうございました。 それでは、樋口構成員、どうぞ。

〇樋口構成員

今日は5つの病院側の御意見を伺っていて、今、中澤さんがおっしゃったように、それぞれいろいろ考えておられて、私も学ぶところがたくさんありましたが、それぞれに少しずつ違いがあって、それをどうとらえたらいいのかというのはなかなか難しい。

とにかく、これは医療事故に係る調査の 仕組みの在り方を検討するのだから、何ら かの、できればこうやって会議を重ねてい く中で共通の要素を取り出して、何らかの こういうものができたらいいなということ で共通点に達したいと思っているわけです。 そういう形で議論をしていく。

多分、今日は病院関係者で、その中でも 微妙な違いがある。それに病院関係者のす べてをこれで網羅しているのかどうかだっ て、本当はよくわからないのです。

それで、今、中澤さんがる。 やの神種もある。病にのれる。 のは、ののであれませの関係のであれる。 を動であれませの関係のある。 を動であれる。 を動であれる。 を動であれる。 である。 である。 でいたののである。 でいたののである。 ではいたののでは、 ではいたのでは、 ではいたのでは、 ではいたのでする。 になるのでする。 になるのでする。 になるのでするのです。 はないません。

まず第一に、言葉尻や何かで何だかんだというのは法律家の悪いくせで、山口さんとかはそういうことはないと思うけれども、だから、自分をやるような気がして申し訳ないのですが、前提として今日は当事者主義とか職権主義という、ある弁護士さんの

言葉を使いながら、例えば説明される。法 律家には、今日のような意味で当事者主義 を使うことは絶対にありません。

当事者主義というのはどういうことかというと、普通は裁判で、もう既に裁判官がきているのです。中立的なまさに裁判官が真ん中にいて、当事者がそれぞれ自分の主張、証拠をどんどん出しなさい、私が出すのではない、あなた方の事件ですからという、これが当事者主義なのです。

ほかの団体のところは、微妙な違いはあるけれども、外側に何らかの公的な第三な機関もなくてもいけないうか、あっか違いいとか、そこはニュアンスの違いクラットであると、そこで共通の地盤ができる。

次は、第三者機関の目的はどうしましょうかという話と院内調査委員会との関係みたいな話にいけるのですけれども、法人協会はいかがでしょうか。私が名指しで質問

するのもおかしいかもしれませんが。

〇山本座長

いかがでしょうか。

〇有賀構成員

職権主義と当事者主義の話が出ましたけれども、弁護士さんたちがそういう使いちというのは、今、初めて知りました。私たちがこの言葉を議論したのは、医療者ではない普通の方たちと議論したときに、医療者と患者さんまたは患者さんがら、当事者主義という言葉を使いました。

それに対する言葉として、例えば病院だと東京都の衛生局からではないですることがあるではなう別の権力があるで自分たちとは違う別の権があるで自分たちとは違う別のでもないう意味で自分を職権主義といってはないときないとも、全く大いる会議員もいましたいるときに、こういる。

ですから、裁判所の中での景色について今、初めて聞いたので、そちら側がルーツなのかどうか知りませんが、言葉としてはそういう感覚で今までも使ってきたということだけであります。

〇山本座長

定義の問題だと思いますが、明確になったと思います。

伊藤副会長、今の御質問に対していかが でしょうか。

〇伊藤参考人

誤解があってはいけませんので、は1ませんのでもはかけませんのでもは内ででもは内ででもは内ででも内でではいますが、ないませんができないませんができない。との会に立法機関をはいるのの会に立法機関をはいるのの会に立法をでいるのではできない。ということができない。

それと同時に、意図するところは1つは

権威主義といいますか、ある権威によって 位置づけられたところが第三者機関になる ということは、先ほど、私どもも間違って 使っておりましたが、権威主義ということ から考えると、避けたいという考えでその ようなお話を申し上げたわけであります。

〇山本座長

そういう意味では、樋口構成員が言われるプラットフォームは存在するということ は確認されたのかと思います。

では、松月構成員、お願いします。

〇松月構成員

先ほど医師だけの問題の意見交換だけでは、看護師や放射線技師等の医療従事者の問題が抜け落ちてしまうのではないかという御質問がありましたので、お答えさせて頂きます。

基本的に医療は、他職種間でチームを組 み連携して行うものであり、医師1人で成 り立っているものではございません。先ほ ど御説明のありました事例は、看護師の事 例でもございます。そして、看護師は事故 の発生を一番に発見することも多くありま す。医療事故に関しては病院全体の問題と して、また、医療全体の問題として捉えら れ、この調査は看護師をはじめとする医療 従事者が参加して行われるものです。この ように、医療事故の調査は医師だけではな く、様々な医療従事者によって議論が交わ されているものであり、基本的には医師だ けの問題ではなく、医療の問題として同じ 考え方をとるものとお考えいただいていい のではないかと思います。

〇山本座長

ありがとうございました。 それでは、鮎澤構成員、どうぞ。

〇鮎澤構成員

本当に貴重な御発表ありがとうございま した。

伊藤先生、木村先生、飯田先生に御質問させていただきたいと思っています。

その前に、改めて、この事故調査に関して多くの皆さんがいろいろな知恵を出しながらどうあるべきかを考えておられるとい

うことを感じさせていただきました。

その中で樋口構成員もおっしゃられたように、共通するところも見えてきたのでが、その先にある微妙な違いに向き合っていかないと、制度設計には進んで行かないのだとも思います。そこのところを議論していくことが恐らくこれまでの事故調の議論を経て、また改めてこういった場が設けられた意義だと思っています。

そのためにも、実は先ほど、当事者主義とか職権主義とか、言葉1つと意味でも違う意味でとれのフィールドでとても違う意味でそうでいるということがわかった。多分ことがわから、そういった疑問があるところは是非いら、そういった疑問があるところは是非らいたけの皆さんがおられるわけで進めていきたいと思ったところです。

改めて質問なのですが、伊藤先生にお伺いことが2点をするDR 機関」という言葉がよいう言葉も大変難しているもという言葉も大変難している生どのもれがそれぞれのですが、大きというですのものですのものです。 は異ないこうとしないのとはいうことがいる味なのになっている第三はいいでは、からはいいのとしないのとしないのでは、いうとしないのです。

もう一つ、スキームの中はあくまでも死亡事故を対象にしていらっしゃると思うのですが、これはここから先に何を対象にするかという議論と絡んでくるお話だと思いますけれども、死亡事故以外のものについてどういうふうに考えていかれるかについて、もう既に御提案があったら教えていただきたいと思います。

以上の2点です。

〇伊藤参考人

御質問の1番の第三者 ADR 機関でございますが、これはまさに御指摘いただいたように、裁判外で話し合いをしながら、きちんと対応を考えていくという、お互いに納得ができる補償も含めて話し合う機関だととらえております。

〇鮎澤構成員

確認ですが、おっしゃっておられる第三者 ADR 機関というのは、弁護士会 ADR も含むのかもしれませんけれども、もっと広い意味でとらえられていらっしゃるということですね。

〇伊藤参考人

そのように考えております。

〇鮎澤構成員

済みません、では、木村先生に。

御自身の病院の公表のことについて、再 発防止という観点から公表に踏み切られた。 本当に敬意を表させていただきたいと思い ます。

〇木村参考人

今回は、結果的にヒヤリ・ハットだったわけですが、厚生省も定めている重大な事故に死亡あるいは死亡の原因がはっきりわからなかったもの、それに加えて、重大なほかの事例に資するような事例といいます

か、そういうものが指定されているわけで す。

今回も直ちに患者さんに間違ったことをしたと言ってくれたので、本当にほっとしているのですが、そのときに決めたというか、普段から言っているのは自分が一番言いたくないこと、嫌なことから先に言えと。いずれは明らかになるのだからということで、そういう点も今回も徹底したということになります。

ですから、公開はしようがないと思います。それは隠ぺいにつながってはいけない ということ、そのきっかけにつながっては いけないと考えております。

〇鮎澤構成員

ありがとうございます。

最後になりましたが、もう一点だけ、飯 田先生に。

 結構あります。その辺りの事案については、 このスキームの中ではどういうふうにお考 えになっておられますか。

〇飯田構成員

まず、懲罰を前提としておりますので、 結果オーライだと懲罰にはつながらなも結構 うと思います。絵は同じに書いても結構 です。ここでは院内事故調査委員会とありますが、そういうものも含めて、別の院団 はされてはその件に関して、この枠組 としては懲罰を前提にしていますから、 おりません。

今、私が申し上げたことは結果オーライだったのですが、すぐに私は患者家族に正直に言って謝りなさいと、ただ、併せて根本原因分析をしなさいという命令をしております。そういうことを全日本病院協会主催の医療安全管理者養成課程講習会でも指奨しておりますので、そういう動きになりつつあるのだと思います。

では、すべてのヒヤリ・ハットがどうかというと、なかなかそれはとても難しいし、それを院外事故調査委員会にまでもっていくと、パンクしてしまいますので、有責判断が起こり得るという前提で話しております。再発防止だけであれば、もう少し別の枠組み(医療安全調査委員会)でできると考えます。

絵としては右の方を踏まえて、それでもわからなければ、懲罰ということは前提ではなくて、院外の事故調査委員会に相談することもあり得ます。

〇鮎澤構成員

ありがとうございました。 長くなって申し訳ありませんでした。

〇山本座長

ほかにございますか。 それでは、中澤構成員、どうぞ。

〇中澤構成員

何度も申し訳ありません。

先ほど樋口委員から皆さんの御発表の中で第三者機関が一致しているとおっしゃったのですが、私はそうではないと聞いたのです。

一致しているところがあるとすると、それは院内調査をベースにしているというところが大きな共通点だと思います。あと、院内調査は患者さんと医療機関の調査との間でやりとりが行われる話になりますので、必要な第三者機関がもしあるとすると、全然別なものになる可能性があります。

例えば、専門性の高いところで問題が起きた時には、専門家の話を聞きたいし、 のが第三者機関になると思います。 にいきそうだということであれば、 記法の 当断が出来る弁護士が必要になる第三内内 を を 本でしたものになる可能性があるのでは があるのではないかと思います。

〇山本座長

それでは、山口構成員、どうぞ。

〇山口(徹)構成員

今のようなお話にも関わりますけれども、 原因究明のモデル事業の中で一番苦労した のは、いかに解剖体制をつくるかというこ とにあります。

原因究明の中で解剖の占める位置は非常くといるのがあのと解剖を出て、解剖をはないないのの結果を違いをしているのでは、第三者機関にて、ないます。といるところには、解剖をはまずので、解剖をはますが、には、にないのでは非常ので、ないますので、その解剖の体制についるか。

そして、解剖についてけ問題が、 にきするといて 1 ができるという話には、 ここのができるという話には、 ここのとので解剖には、 ここのとのというには、 ここのとのというと、 ののとのというには、 ここの中に組み込むことになります。

すなわち司法のところに解剖の一部制 願いするというのは、今後の原因別を明まるというのは、今後の原区別を明まるといる。 の要があるかと思うのです。。 の要があるかいかないので、最初の 24 時間のからいかないがあるがです。 でするとと思うのでからないのがあるがでいる。 を初めてからいかないがあるがでいるがはに判断をしなければは、一ジではいただいがないがはないがは、一ジではいただいたといます。

〇山本座長

それでは、それぞれ高杉構成員から、お 願いします。

〇高杉構成員

今、全国の医師会に呼びかけていますけれども、各県1大学ございます。いろいろな医師会と話をしていますと、解剖が必要

な場合にどうするか。それは病理と法医学が協力をしてやるとか、具体的な考え方を 出してくれる県もございます。

したがって、解剖になることがそんなに 多いとは思いませんけれざも、どうりりは思いませんができる体制づくりは各 県で組まなければならない。それは具体的 なお話を進めて応えてくれる、あるいはする はは4つ大学があるような県もありますた。 だから、楽な県と楽ではない県をいったら がですければながあるような県もあります。 がですければも、隣県で応援するとか具体 的な話も出つつあります。

〇山本座長

ありがとうございました。

ほかに、伊藤副会長、何か御発言があれば。

〇伊藤参考人

現実に疑義といいますか、死因がはっていますか、死因がはって解剖するといい症例をするだろうと考えていまがあるだろうとがましたがあるだろうは、の中で少しお話を申し上げいに値立とにはないのですけれども、解剖しているですがあると考えています。

〇山本座長

木村常任理事、お願いします。

〇木村参考人

 ないといけないのではないかと思っており ます。

勿論、解剖した方がいろいるなことがわりますので、全部お願いするわけ等もなけるも、残された遺族の方の希望等もあって、事件性があって強制的に解剖するとは違いの上でというのとは違いで、そういう時点とははいいますの数が大分減ってきていると考えないと思います。

〇山本座長

ありがとうございます。 飯田構成員、どうぞ。

〇飯田構成員

私も今の意見に近いのですが、目的が違うわけですから、それをどうするか。診療関連死に関しては、死因究明の意味でも普通の病理解剖をするべきだと思います。

事件性があれば、また次のステップへいけばいいので、最初から司法解剖をやると、わかるものがわからなくなる。その間は原因究明できませんし、もっといけないのは司法解剖の結果を当該病院には教えてくれないのです。これは最大の問題です。ですから、私は臨床解剖でやるべきだと思います。

それから、家族がなかなか承諾してくれません。昔は1時間も2時間もかけて説得して、やっとできたのですけれども、今にまでやる余裕もないのでしょうが、非常に減っています。その中でどうやってず、いう事件性があるものをやるか。ます。いう事件性があるものをやるか。ます。それでいいとは言いません。

あと、今、Aiがありますが、Aiも私は余

り効果がないと思います。調査に行った病院でも患者さんの家族に病理解剖をお願いしても断られる。Ai はやらせていただいたけれども、結局何もわからなかったという話で非常に困っているわけです。

ですから、建前でこれをやればいいという話はよくわかりますが、それでは無理だと思います。きちんとした一般の診療関連死に関する病理解剖をどうするか、それに代わるものをどうするかということがまず第一義であって、司法解剖はその次です。司法解剖に回ったら原因究明はできません。これだけは言っておきます。

〇山本座長

有賀構成員、どうぞ。

〇有賀構成員

医師が死亡診断書が書ける、書けないという話は論理的に主治医でその患者さんの治療に当たっていたというプロセスがあれば、通常の死亡診断書は基本的には書ける。書けない人が何で主治医ができたのだという話に逆になりますので。

ですから、そういう意味では一般的な話 でいうなら、これは書けるだろうというの が基本的な考え方です。

解剖に関していえば、基本的には私は病理解剖だと思っていますので、すべての死亡に関しては必ず病理解剖のお話をしましょうということで、個人的には今までもやってきました。自分が主治医として1年目の最初の症例は、今でも覚えていますけれども、診断がつかなかった脊椎カリエスで

した。そのような症例もありますので、何はともあれ病理解剖はするべきだというのが私の信念です。

脳死臓器提供のプロセスにもし入った患者さんがいても、とにかく病理解剖はとろうという形に昭和大学はしてございます。ただ、脳死の状態から最後までの時間が2日ぐらいかかりますので、患者さん家族が疲れてしまって、やはり連れて帰りますということが多く、剖検をとることが非常に難しい。

司法解剖は今の法律の範囲の中ではえば、 を主ないるというにはないでは、それのでは、それのでは、それのでは、それのではないのでは、ただがあって、とが東京ではないの方にも、と東京ではないが、というのはなったが、議論ではなったが、議論ではなったが、はないが、議論によってものです。といるところです。

以上です。

〇山本座長

ありがとうございました。 では、里見構成員、どうぞ。

〇里見構成員

今までの意見を拝聴して、この委員会で、 共通していることは少なくとも医療界が医 療事故の原因を究明する組織を何かつくら なければいけないだろうということです。

これまでモデル事業という形でやられてきた展開はモデル地区を決めて、その中で地域の先生方が集まって医療事故の原因を究明するということをやってきたわけです。

その反省といいますか、十分にこれを全国に展開するには費用対効果も問題があるのではないかということで、、前回の会議で原先生が話されたと思いますけれども、協働型という院内事故調査委員会を活用する方向が現実的に全国展開するときにはいいのではないかという提示されたと思うのです。

今日のお話を聞いていて、医療界といいますか、医師会は診療所のレベルを含めて 実施可能としていますし、幾つかの病院団 体も同様な話をしましたし、全国医学部長病院長会議も賛成という意はという意はという意はというますとこれとの表示といるではいます。 医療界は全体とというは結論が受けるといるではないでもだというにはが多いでもだといるというにはいるにはないでもだというにはないでもだというにはいるのではないかと考えれます。

あとは、構成とかそういうものをどうすいまかということで表示といる。 をということでは、少ないこうとのに、ないで表員会を活用していますので、もうにで、会していますので、会にして異論がなければ、今後にして異論がなければ、会にで、医師法 21 条をどらことは後で決めればいいと思います。

多分、警察に届け出るというのは、犯罪性があるものに対しては全く異論がないと思いますので、、調査の途中で犯罪性があると思われた時には届け出るということで一致できるのではないでしょうか。

少なくとも、まずは院内事故調査委員会を基本にし、3段階の組織をつくり、それが医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する基本骨格だということで、一致できるのでしたら、次はその体制をどうするかというと話し合いに進めていかれることを提案したいと思います。

〇山本座長

ありがとうございました。 では、豊田構成員、どうぞ。

〇豊田構成員

患者の立場としても聞かせていだきまして、今、里見委員がおっしゃってくだった案で、話し合いを進めていただきたいと思いました。患者の立場でお話を聞いていると、まとまっているのか、まとまっていないのか、私も正直わからないところがあります。

でも、そうはいっても医療界が原因究明 と事故調査をやっていかなければいけない と思ってくださっていることは、今日、す ごく伝わってきました。その中でただ、院 内の事故調査の方に比重を置くのかうというとれてのからというというといいませんでは、まだまだ統一されていいますのでは、東見委しらないしっています。 といったように、ということはお話になくてはいけないということはお論論を 願いしたいと思っています。

そのためには、先ほど中澤委員がおっしゃってくださっていましたけれども、患者さんたちが何を求めているかというところをもう少し取り入れていただかないと、仕組みをつくるときに方向性がずれてしまうといけないので、是非、患者側のヒアリングもお願いしたいと思っています。

先ほど山口委員の方から出た解剖の件なのですけれども、日本人は解剖に抵抗があるとも言われていて、解剖率が上がっていかないという話がありますが、多くの患者さん、ご相談を受けた方々から解剖をしていなくて、後悔したということをたくさん聞いています。

よろしくお願いいたします。

〇山本座長

ありがとうございました。 では、山口構成員、お願いします。

〇山口(育)構成員

今の豊田委員と同じような意見ですけれども、私も今日、お話を伺ってこれだけ医療界の方たちが考え、それぞれ団体が独自に仕組みづくりを明確に考えていらっしゃるかを実感いたしました。しかし、このよ

うな動きはなかなか国民もまだ知らない現状で、こういう機運が上がってきているということをもっと私たちにも知らせていただきたいなと一番に感じました。これだけ医療界の中でそれぞれの団体が考えてくだっているということは、とても患者としても心強いことだと思います。

その中で今日、日本病院会からの御発表があったように、原因究明と責任追及のあり方とは分けて考えないと、とてもやこしい話になってくるなと改めて感じまわけいろいろな団体からの御提案があるわけですけれども、何とか共通項を見出してきいないと、実際に患者が何かあったとうかないと、

そんな中で1つだけ申し上げておきたいのが私もたくさんの患者さんの声を聞いてきないで、何か問題が生じたときは一番に自分の受けた医療機関でしっかとと説明を受けることを患者は望んでいるというときれば、全こで納得いないとってす。ところが、そこで納得いないときに意見を聞ける機関が実際にはないという問題があります。

らず、非常に混乱するように思いました。

まずは院内でのきちんとした説明、そして、その次の段階としての第三者機関のあり方を今、里見構成員がおっしゃっておられた内容で進めていくべきではないかなと思いました。

〇山本座長

ありがとうございました。 高杉構成員、どうぞ。

〇高杉構成員

私が解剖といったのは、あくまでも病理解剖でありまして、司法解剖のことを指しているわけではありません。マンパワーが少ないときには、病理解剖に法医解剖が協力することも、人材が少ない県はそういうことも考えている、隣県の応援も考えているという話であります。

それから、樋口先生がおっしゃいました 病院団体の少しずつの微妙な違いは修正可 能だろうと思うし、意見の一致を求められ る。

実は宿題にはなっているのですけれども、

大学病院会議の会長の森山先生からも提案されて、各団体で少しずつ話を調整していこうと。実は昨日、四病院団体の連絡協議会が医師会であったのですけれども、そこにもこの話の進捗状況はお話してあります。

したがって、医療団体にそんなに大きな違いはない。そこのところの調整は可能でしょうし、我々も話し合っていきますし、またここに提案を持ってきたいと思います。

〇山本座長

ありがとうございます。 よろしいですか、ちょっと時間が。 では、本田構成員、まだ御発言がないの で。

〇本田構成員

発言していないので、一言だけ。

私も皆さんの今日の御発表を聞いて、かなり真剣に前向きに検討していただいていることに、大変うれしく感じています。

私は患者でもあるけれども、普通の一般 国民として感じるのは、微妙な違いという、 先ほど里見構成員からもお話がありました が、ある程度の共通項はもうあるのだとい うことが納得できるという立場に立って、 微妙なところというのは何かというのをも う少し明確にして、整理をしていただく。

これまでの各団体の考え方も現状になって少しずつ変わってきている部分もあるようにも感じますので、そういうものを見える形で1つずつ議論できるようにお願いしたいと思います。

それと先ほど豊田構成員がおっしゃったように、患者さんがどう感じているのか。 経験者の方からの御意見も是非、ヒアリングでお願いしたいと思っております。

〇山本座長

ありがとうございました。

今後の進め方について幾つか御意見がありましたが、参事官の方から。

〇大臣官房参事官(医療安全担当)

本日は主に医療提供側の方々からのヒアリングということでさせていただきましたけれども、ただいまこの会議で御議論がございましたように、患者の方々の意見のヒ

アリングをという御意見がございました。 次回以降、私ども事務局としては患者側の 方々の意見や、法曹界の方々の意見など、 もう少し幅広く関係者の御意見も賜りなが ら、その中で共通項を見つけていただきた い。そのような形での御議論を期待して開 催させていただきたいと思います。

〇山本座長

まだ御発言はあろうかと思いますけれども、時間をかなり超過しておりますので、申し訳ありませんが今日は。勿論、これで方向性を今日でとりまとめるとか、そういう話では全然ありませんので、引き続き議論を続けていただければと思います。

それでは、最後に事務局の方から。

〇医療安全推進室長

今後の開催ですけれども、日程の確保を 既に構成員の皆様にはお願いをしておりま すので、そのように進めてまいりたいと思 います。

正式には開催通知を後日、送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇山本座長

参考資料1の関係についての御説明はいいのでしょうか。

〇医療安全推進室長

前回の会議の中で御意見がありましたら、 お寄せくださいということでいただいてお りましたけれども、本日は時間がなかなか ないと予想されましたので、参考資料とし てだけお配りしております。こちらについ ての討論は次回以降でお願いしたいと思っ ております。

〇山本座長

各委員におかれましては、引き続き御意 見等がおありであれば、事務局にお寄せい ただきたいと思いますし、また、既に御意 見を出していただいている方々も本目の討 論などを踏まえて、更に追加の御意見等を お寄せいただくということも大変ありが いと思いますので、どうかよろしくお願い をいたします。 それでは、本日はこれで閉会をさせていただきます。長時間にわたる御議論、誠にありがとうございました。

(了)